

現場代理人の常駐義務等に係る取扱いについて（概要）

県発注工事の受注者の現場代理人は、宮崎県工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約の履行に関し、工事現場に常駐して運営・取締りを行うこととされていますが、同条第3項及び運用基準により常駐を要しない期間があり、その期間においては、発注者の判断により、他の工事の現場代理人との兼務を認められる場合があります。

また、現場代理人については、工期途中での交代も柔軟に対応しておりますので、改めてお知らせします。

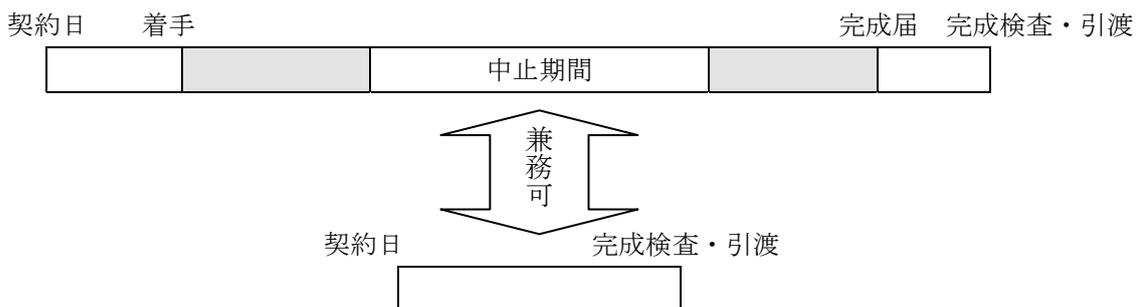
1 現場代理人の常駐を要しない期間

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置や資機材の搬入等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事現場において作業等が行われていない期間

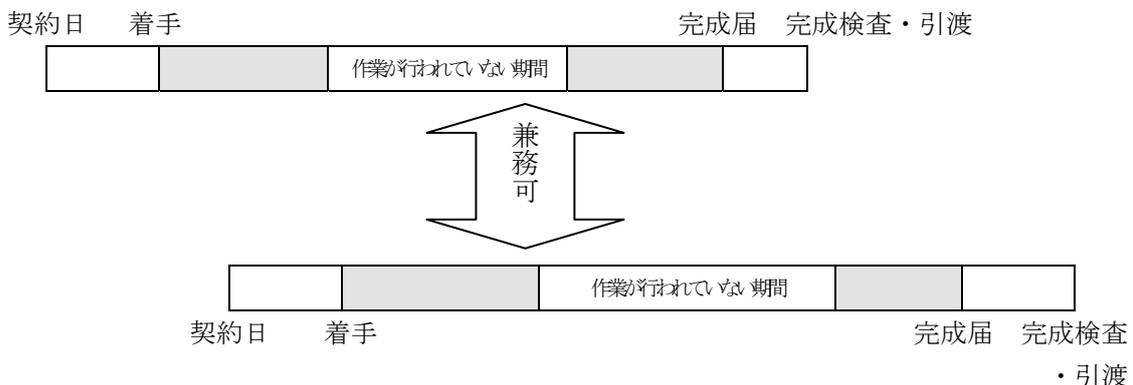
2 常駐を要しない期間における兼務

次の場合には、発注者の判断により兼務を認められる場合があります。

- (1) 複数の工事の一つについて、全部の施工を一時中止している場合において、他の工事が一時中止の期間中に完成する見込みである場合



- (2) 複数工事のすべてにおいて、実際の工事現場での作業期間が重複せず、工事現場の保全等の必要性などの観点から、発注者が支障がないと判断する場合



3 その他の条件

兼務に当たっては、次の条件を守っていただく必要があります。

- (1) 携帯電話等で常時連絡が可能であり、監督員が指示した場合は速やかに工事現場へ向かうこと。
- (2) 現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。